

## 「放置自転車等対策推進税」説明資料

「放置自転車等対策推進税」課税概要	.....	1頁
「放置自転車等対策推進税」法定外税検討会議報告書の概要	.....	2頁
「放置自転車等対策緊急推進五ヵ年計画」概要	.....	4頁
鉄道事業者に求める負担規模	.....	6頁
放置自転車等対策推進税の税率	.....	8頁
放置自転車等対策推進税の課税標準	.....	9頁
自転車放置者及び駐輪場利用者の鉄道利用調査結果	.....	11頁
放置自転車等対策推進税の税収見込額	.....	12頁
「放置自転車等対策推進税」の減免	.....	13頁
「放置自転車等対策推進税」の鉄道事業者別課税見込額と減免額	.....	14頁
「放置自転車等対策推進税」徴税費用見込額積算表	.....	15頁

## 「放置自転車等対策推進税」課税概要

区 分	課 税 概 要
(1) 税 目	(法定外目的税) 放置自転車等対策推進税
(2) 徴 収 方 法 [第6条・第7条]	申告納付 ・申告期日；毎年10月1日から10月末日 納付期限；翌年1月末日
(3) 課 税 客 体 [第4条]	区内に所在する鉄道駅における前年度の旅客運送
(4) 税 収 の 使 途 [第16条]	放置自転車等対策を推進するための費用 ・放置自転車等の撤去、保管、返還、処分、保管所整備等経費 ・自転車駐車場等の維持管理経費及び整備経費、放置抑制啓発経費 等
(5) 課 税 標 準 [第4条]	区内に所在する鉄道駅における前年度の乗車人員 ・『乗車人員』→区内鉄道駅から乗車した人員で、自社線の乗継ぎ及び連絡乗車券による他社線からの乗換えをする者を除いた人員… [第2条第2号] に定義
(6) 納 税 義 務 者 [第4条]	鉄道事業者 ・鉄道事業法に規定する鉄道事業者で、区内において旅客運送事業を行う者… [第2条第1号] に定義
(7) 税 率 [第5条]	乗車人員千人につき740円（一人につき0.74円） ・平成16～20年度に見込まれる「放置自転車対策経費」から『鉄道事業者に求める負担額』を求め、その負担額を同じく平成16～20年度に見込まれる『乗車人員』で除した値を税率とした。
(8) 収 入 見 込 額	211,053千円（平成17～21年度平均額）
(9) 非課税事項等 [第14条]	次に掲げる納税者に対して、放置自転車等対策への寄与により減免 ○区内鉄道駅周辺において、区内に自転車駐車場を自ら設置・運営している者 ○自転車駐車場等の用地を区に無償提供している者 ○区の放置自転車等対策に対して特別に寄与していると区長が認める者
(10) 徴 収 費 用 額 見 込 額	500千円
(11) 課 税 期 間 [附則；第3項]	条例施行後5年ごとに見直し ・条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、放置自転車等対策の推進状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき廃止を含めた必要な措置を講ずるものとした。

# 「放置自転車等対策推進税」—法定外税検討会議報告書の概要—

## 【報告書の概要】

### 1. 課税の前提

- ① 今後3～5年の放置自転車対策として、具体的な方策やかかる費用を区民に示すこと。
- ② 放置者等の自転車利用者の費用負担が、撤去・保管費用や自転車駐車場の維持管理費の2分の1前後の額になるように撤去手数料等を改定すること。

### 2. 課税の根拠

- ① 放置者、自転車駐車場利用者の約70パーセントは鉄道利用者であるから、放置自転車対策に要する費用を、自転車利用者と区民と鉄道事業者で分担することは社会的にみて合理的である。
- ② 改正自転車法第5条第2項では、自転車駐車場の設置を含めた放置自転車対策について、鉄道事業者にも社会的責務があることを示しているが、現実には区の放置自転車対策に依存しているのが実態であるから、区の要する費用の一部について鉄道事業者に負担を求めることには社会的な合理性がある。
- ③ 改正自転車法の施行に伴う運輸省鉄道局長の各鉄道事業者宛ての通知では、鉄道事業者が放置自転車問題の解決に自らも主体的に取り組むべき旨が求められているが、その後の約10年間における鉄道事業者の主体的な取り組みが充分であったとは判断できない。

### 3. 課税の仕組み

- ① 課税の仕組みは、各鉄道事業者の区内の旅客輸送事業自体を課税客体とし、それを数量化したものとして区内各駅の乗車人員数の合計を課税標準とすることが適切である。
- ② 課税標準の算定にあたっては、区内駅から直接乗車した人員を対象とすべきであり、他社線からの乗り換え、自社線からの乗り継ぎ客数は乗車人員数から控除すべきである。
- ③ 税率については、鉄道事業者の負担総額を算定し、それを課税標準となる乗車人員で除した金額とすることが適切である。
- ④ 鉄道事業者に求める費用の総額は、放置者等の自転車利用者の負担総額を上回らないと同時に、対策経費の総額から自転車利用者の負担総額を控除した区の実質負担額の少なくとも2分の1以下とするという二つの条件を満たす必要がある。
- ⑤ 鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合などには、一定の減免措置を設ける必要がある。

### 4. 法定外目的税としての要件の充足

国の同意要件との関係では、放置自転車等対策税の課税標準は、他の国税・地方税と重複せず、かつ、鉄道事業者の負担額もその事業規模からして著しく過重とはならず、物の流通にも重大な影響を与えず、その他の国の経済政策に照らしても不適當ではない。

## 【各委員の主な意見】

### ＜鉄道事業者＞

- ・ 放置自転車の減少など、税以外の政策手段の検討を放棄したものである。
- ・ 鉄道事業者の主体的な取り組みが充分でないとするが、どの程度であれば充分であるのか基準を明らかにすべきである。
- ・ 鉄道利用者の最終目的地は別にあり、駅は通過点に過ぎず、そもそも自転車駐車場の整備の責任は、地方自治体と道路管理者にあるのだから、鉄道事業者に課税する合理的な理由がない。

### ＜自転車活用推進団体＞

- ・ 課税標準について、放置自転車と乗車人員との関係を説明するうえで誤解を招く可能性もあるので、十分に理解が得られるように留意すべきである。
- ・ 鉄道事業者に求める負担は、自転車利用者と同額とすることを基本原則とすべきである。
- ・ 区側の対策費について、コスト削減の余地がないかの再検討をしてもらいたい。

### ＜全国自転車問題自治体連絡協議会＞

- ・ 鉄道事業者の社会的責任を「責務に応じた費用負担」という形で具現化できると判断されたことは大いに評価したい。
- ・ 本税を課すべきとの結論は、全自連の活動を前進させるための有効な手段となる。

### ＜区民代表＞

- ・ 報告書の結論を支持する。
- ・ 鉄道事業者に対して、駅周辺の放置自転車対策に積極的に取り組むこと、行政・地域住民との協議に応じること、駐車場への転用可能な用地を区に示すこと、など前向きに対応することを要望する。
- ・ 区に対して、地域住民・行政・鉄道事業者が協議する場を設定すること、対策にかかるコストの見直しを図ること、対策の充実を図るうえで今後3～5年の具体的方策等を区民などに提示することを要望する。

# 「放置自転車等対策緊急推進五カ年計画」概要

## 1. 計画の目的等

この計画は、区が新たに導入を予定している法定外目的税『放置自転車等対策推進税』の創設を契機として、区内鉄道駅周辺における放置自転車等対策を更に推進させるため、対策事業の一層の強化・充実を図る緊急推進計画として策定する。

計画の実施期間は平成16年度を初年度とし、平成20年度までの五カ年間とする。

## 2. 計画の目標

区内駅周辺の放置自転車台数を、平成20年度までにピーク時（平成11年度；13,954台）の約3分の1となる、4,600台程度まで引き下げることが目標とする。

## 3. 計画の内容

### （1）撤去活動の強化と保管所機能の整備充実

- ① 5カ年間で放置自転車を約24万台撤去  
平成11～15年度；169,411台 → 平成16～20年度；243,369台（73,958台、44%増）
- ② 500台収容規模の保管所3箇所を増設  
8箇所 4,580台 → 平成19年度；11箇所 6,080台（収容台数1,500台、33%増）…場所未定
- ③ 撤去保管手数料値上の実施（放置者負担の適正化）平成16年10月～  
自転車；3,000円→5,000円（67%増）      バイク；5,000円→8,000円（60%増）
- ④ 保管所における保管期間短縮の実施（返還率減による滞留問題解消）平成17年度～  
現行40日間→30日間
- ⑤ 大塚駅周辺の撤去活動開始（放置禁止区域設定・撤去実施）平成17年度～

### （2）適正駐車促進と自転車駐車場等の整備

- ① 自転車駐車場 3箇所の整備（巣鴨駅・池袋駅・大塚駅）  
収容台数；8,496台→9,296台（800台増）  
計画期間内開設；巣鴨駅南150台→450台、池袋駅南500台    平成22年4月開設；大塚駅1,300台
- ② 歩道等を活用した登録制置場の整備  
収容台数；650台→1,650台（1,000台増）    場所；大塚駅、池袋駅、巣鴨駅、千川駅、要町駅等

### （3）放置実態の把握強化とリサイクルの推進

- ① 区内駅周辺『放置実態調査』の実施（詳細調査）平成17、20年度
- ② 放置自転車リサイクル事業の強化  
平成11～15年度；6,030台 → 平成16～20年度；8,500台（2,470台、41%増）

### （4）対策協議会の設置と総合計画の策定

- ① 自転車等駐車対策協議会の設置    平成16年度
- ② 「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定    平成18年度

「放置自転車等対策緊急推進五カ年計画」による放置自転車等対策事業費

(1) 歳出規模

単位:千円

区 分	5カ年平均	5カ年計	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳出計	1,152,028	5,760,140	1,048,503	892,659	1,120,975	1,418,914	1,279,089
撤去保管経費	229,205	1,146,025	165,030	187,186	241,752	275,691	276,366
駐輪場運営経費	408,154	2,040,770	386,104	403,604	406,854	412,354	431,854
実態調査経費 協議会運営費等	10,900	54,500	1,500	22,000	7,000	2,000	22,000
投資的経費	339,900	1,699,500	332,000	116,000	301,500	565,000	385,000
人件費	163,869	819,345	163,869	163,869	163,869	163,869	163,869

【参考:「放置自転車等対策関係公債償還経費」…上記歳出額には含まれていない】

公債償還経費	220,715	1,103,576	226,756	224,292	221,829	219,366	211,333
元金	201,582	1,007,910	201,040	201,852	202,680	203,524	198,814
利子	19,133	95,666	25,716	22,440	19,149	15,842	12,519

注)償還経費には16年度以降の新規借り入れ分は含んでいない

(2) 財源構成

単位:千円

区 分	5カ年平均	5カ年計	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
財 源 計	1,152,028	5,760,140	1,048,503	892,659	1,120,975	1,418,914	1,279,089
使用料 ①	210,987	1,054,934	198,690	207,595	210,358	212,483	225,808
手数料 ②	127,776	638,878	102,354	124,071	135,211	138,621	138,621
国・都補助金③	80,400	402,000	0	17,000	90,000	175,000	120,000
起債 ④	166,000	830,000	210,000	0	140,000	285,000	195,000
一般財源 ⑤	566,865	2,834,328	537,459	543,993	545,406	607,810	599,660
【財源構成の負担者別内訳】							
自転車利用者 負担分 ①+②	338,763	1,693,812	301,044	331,666	345,569	351,104	364,429
国・都負担分 ③	80,400	402,000	0	17,000	90,000	175,000	120,000
区負担分 ④+⑤	732,865	3,664,328	747,459	543,993	685,406	892,810	794,660

# 鉄道事業者に求める負担規模

## 1. 負担規模に対する考え方

鉄道事業者に求める負担規模については、豊島区が実施する放置自転車等対策事業経費のうち、自転車利用者及び放置者の負担となる自転車駐車場等使用料と撤去保管手数料及び国等補助金を除いた実質的な区負担額の2分の1の規模を基本とし、その額に自転車利用者の鉄道利用割合を乗じて積算した。

これは、まず第一義的に放置自転車等対策事業に要する費用は、自転車の放置者や駐輪場等を利用する者に負担を求めなければならないが、対策経費の全額を求めることは事実上困難であることから少なくとも鉄道事業者に求める負担規模は、①これら自転車を利用する者の負担を下回る規模でなくてはならないこと、また、②放置自転車等対策経費における区の実質的負担額(一般財源・起債)の1/2以下であること、という二つの条件をクリアするとともに、納税者に過重な負担とならないよう配慮したことによるものである。

## 2. 負担規模の積算

① 5頁「放置自転車等対策緊急推進五ヵ年計画」事業費の(1)歳出規模における、平成16～20年度までの豊島区の放置自転車等対策経費総額は、

5,760,140千円

② 5頁「放置自転車等対策緊急推進五ヵ年計画」事業費の(2)財源構成における、平成16～20年度までの自転車利用者負担分(手数料・使用料)は、

1,693,812千円

③ 同じく「放置自転車等対策緊急推進五ヵ年計画」事業費の財源構成に示すとおり、平成16～20年度までの豊島区負担分(起債と一般財源の計)は、

3,664,328千円

④ 11頁「自転車放置者及び駐輪場利用者の鉄道利用調査結果」における鉄道利用者割合の信頼係数95%区間の下限值は、

0.6874

⑤ 上記③の実質区負担分の2分の1を基本額とし、その基本額に④の鉄道利用者割合下限値を乗じて、鉄道事業者に求める負担規模(5ヵ年間計)を算出

③豊島区負担分 基本額 ④鉄道利用者割合下限値  
 $3,664,328千円 \times 1/2 = 1,832,164千円 \times 0.6874 =$

鉄道事業者に  
求める負担規模  
1,259,429千円

この鉄道事業者に求める負担規模(五ヵ年間)1,259,429千円は

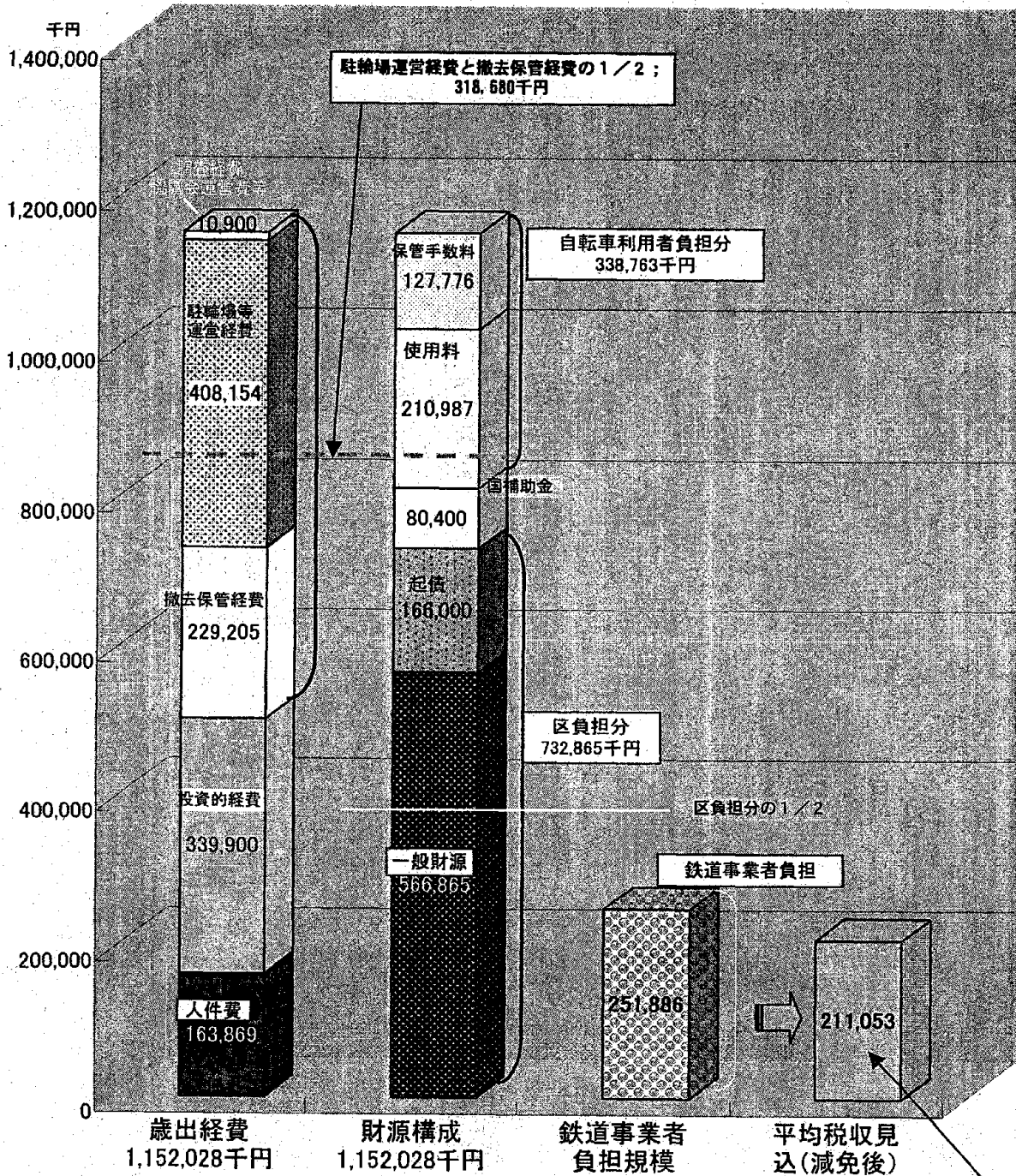
区の放置自転車等対策経費総額 5,760,140千円の約2割(21.86%)

自転車利用者負担分 1,693,812千円の約3/4(74.35%)

区の実質負担額 3,664,328千円の約1/3(34.37%) となる。

# 五カ年平均単年度（見込）における 放置自転車等対策経費と鉄道事業者に求める負担規模

このグラフは「放置自転車等対策緊急推進五カ年計画」による放置自転車等対策経費及びその財源構成、鉄道事業者負担規模を五カ年の平均値として表示したものである。



税率計算上の端数切捨てによる減と減免額控除により、実際の  
税込見込(5カ年間平均額)は負担規模の85%となる。

$$\frac{\text{駐輪場等運営経費} + \text{撤去保管経費}}{2} = 318,680$$

<

$$\text{駐輪場使用料等} + \text{撤去保管手数料} = 338,763$$

- 注)1 駐輪場等運営経費: 区立自転車駐車場及び置場、登録制置場の維持管理経費
- 注)2 撤去保管経費: 放置自転車の撤去・保管・処分関係経費、リサイクル経費
- 注)3 投資的経費: 区立自転車駐車場及び置場、登録制置場、保管所の設置整備経費
- 注)4 人件費: 区職員の人員費



## 放置自転車等対策推進税の税率

税率については、豊島区が今後五カ年間（平成16～20年度）に実施する放置自転車等対策経費の一部を「鉄道事業者に求める負担規模」とし、それを課税標準となる「乗車人員」の五か年度分（平成16～20年度）の総数で除して求めた数値を税率とした。

○税率； 乗車人員千人につき 740円（乗車人員1人当たり 0.74円）

税率積算根拠；  $\text{税率} = \frac{\text{今後五カ年間の鉄道事業者に求める負担規模}}{\text{今後五カ年間の課税標準（区内鉄道駅の前年度乗車人員数）}}$

### 【税率の積算根拠】

① 6頁の「鉄道事業者に求める負担規模」の規模の積算⑤に示すとおり、平成16～20年度までの鉄道事業者に求める負担規模の総額は、放置自転車等対策経費総額の約2割程度、

1,259,429千円

② 次頁の課税標準の説明における乗車人員数見込に示すとおり、区内鉄道駅の平成16～20年度までの課税対象となる乗車人員見込数は、

1,689,558,002人

③ 鉄道事業者に求める負担規模総額を課税対象乗車人員で除すると、

$1,259,429千円 \div 1,689,558,002人 = 0.745419円$

④ 上記④で求めた数値の小数点第三位以下を切り捨て、税率とした。

# 放置自転車等対策推進税の課税標準

本税は、放置自転車等対策経費について、その負担の一部を鉄道事業者に対して求めるものであることから、鉄道事業者の事業活動規模である区内鉄道駅における前年度の旅客運送に対し、課税標準を当該年度の乗車人員として、鉄道事業者に課するものである。

課税標準；豊島区の区域内に所在する鉄道駅における前年度の乗車人員

ここでいう「乗車人員」とは、区内の鉄道駅から乗車した者のうちターミナル駅における自社線から乗り継ぎする者及び他社線から連絡乗車券により乗り換えをする者を除外したものである。これは、ターミナル駅における鉄道事業者間の重複人員を可能な範囲で除外し、区内駅での純粋な「発乗り人員」を旅客輸送規模としたことによるものである。

【区内鉄道駅における乗車人員数見込】

平成16～20年度合計：1,689,558,002人  
(5カ年度の平均：337,911,600人)

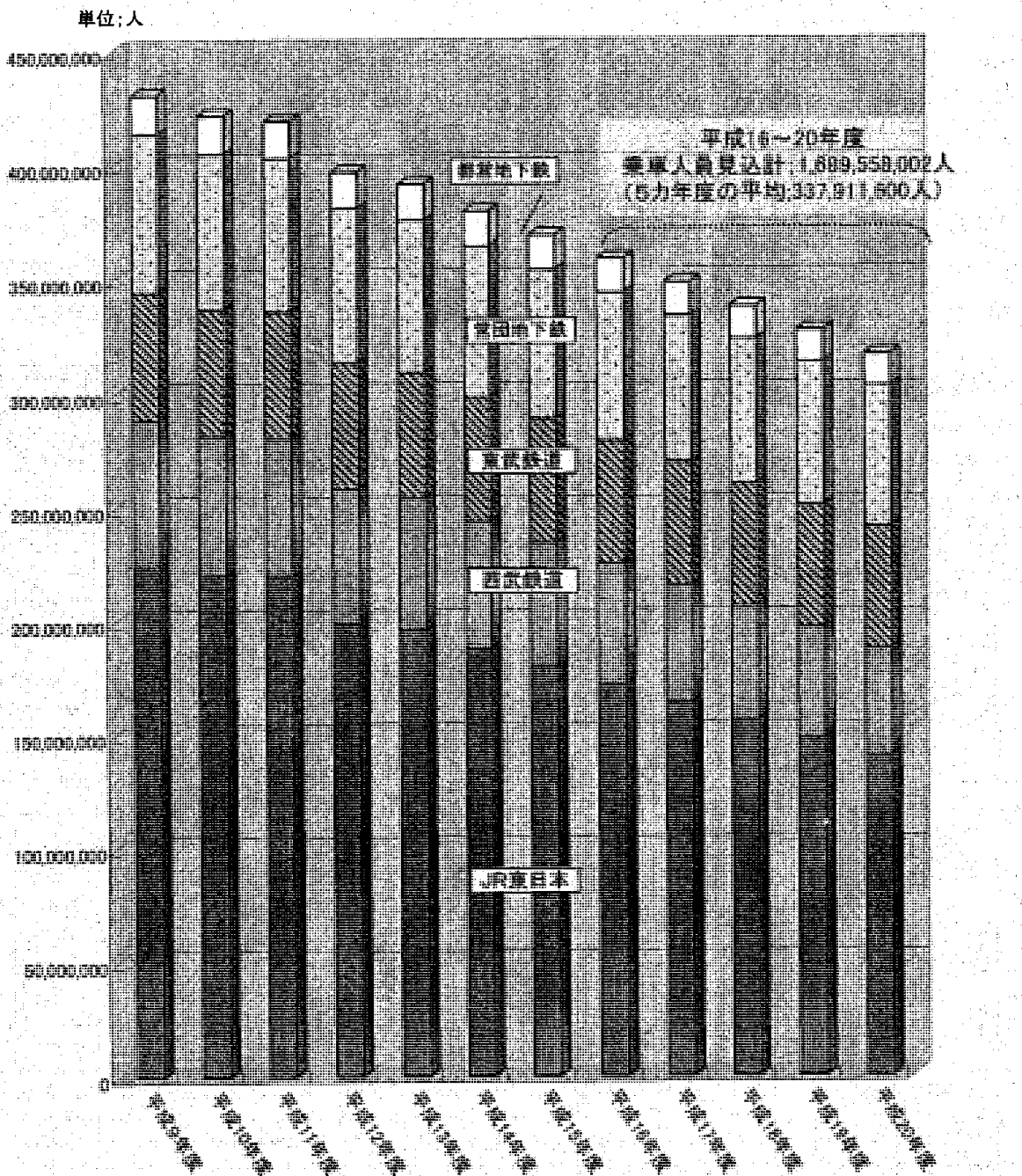
→推計

駅名	事業者区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)	乗車人員 (人)
合計		431,081,185	422,225,686	419,636,095	397,338,065	391,825,677	379,879,329	369,371,580	358,899,732	348,496,783	337,956,835	327,500,385	316,704,267
池袋駅		300,387,508	292,794,385	292,470,180	275,032,984	270,389,412	262,482,178	254,574,944	246,667,710	238,760,476	230,853,242	222,946,007	215,122,163
	J R 東日本	143,677,330	140,827,923	140,836,207	123,951,287	121,845,818	115,680,377	109,514,936	103,349,495	97,184,054	91,018,613	84,853,172	78,687,732
	山手線	116,870,476	113,985,187	114,029,353	100,195,585	98,775,024	93,776,973	88,778,922	83,780,871	78,782,821	73,784,770	68,786,719	63,788,669
	赤羽線	26,806,854	26,642,736	26,806,854	23,755,702	23,070,794	21,993,404	20,736,014	19,568,824	18,401,233	17,233,843	16,066,453	14,899,063
	西武鉄道	54,376,831	51,646,765	51,486,855	50,782,213	49,337,225	48,242,849	47,148,472	46,054,096	44,959,719	43,865,343	42,770,967	41,676,590
	東武鉄道	51,228,322	50,872,379	51,070,527	50,921,877	50,842,980	50,770,861	50,698,742	50,626,823	50,554,505	50,482,386	50,410,267	50,338,149
	営団地下鉄	51,105,025	49,647,318	49,076,591	49,377,607	48,363,390	47,789,092	47,212,794	46,637,496	46,062,198	45,488,900	44,911,601	44,419,692
	丸の内線	25,171,967	24,822,372	24,607,935	24,829,429	24,547,413	24,423,208	24,299,003	24,174,798	24,050,593	23,926,388	23,802,182	23,677,977
	有楽町線	25,933,058	24,824,946	24,468,656	24,548,178	23,815,977	23,364,884	22,913,791	22,462,698	22,011,605	21,560,512	21,109,419	20,741,715
巣鴨駅		41,635,745	41,461,434	40,417,413	37,517,815	36,908,649	35,566,868	34,225,087	32,883,306	31,541,525	30,199,744	28,857,963	27,516,181
	J R 東日本	28,752,619	28,624,903	28,008,826	25,370,996	24,999,000	23,922,885	22,846,770	21,770,656	20,694,541	19,618,427	18,542,312	17,466,197
	都営地下鉄	12,883,126	12,856,531	12,408,787	12,146,819	11,909,650	11,643,983	11,378,317	11,112,650	10,846,984	10,581,317	10,315,651	10,049,984
駒込駅		18,398,725	18,419,275	18,273,841	18,098,158	18,036,616	17,932,483	17,828,349	17,724,216	17,620,082	17,515,949	17,411,815	17,307,681
	J R 東日本	15,481,056	15,337,119	15,184,642	14,884,057	14,735,850	14,541,503	14,347,155	14,152,808	13,958,460	13,764,113	13,569,766	13,375,418
	営団地下鉄	2,915,669	3,082,156	3,089,999	3,214,101	3,300,766	3,390,980	3,481,194	3,571,408	3,661,622	3,751,836	3,842,049	3,932,263
大塚駅		20,449,041	20,432,044	20,580,508	20,056,904	20,147,000	19,942,800	19,845,100	19,747,400	19,649,700	19,552,000	19,454,300	19,321,097
目白駅		15,820,757	15,554,564	15,240,146	14,419,364	14,384,000	13,459,800	13,018,100	12,612,300	12,275,400	11,901,500	11,411,100	10,857,104
椎名町		3,884,871	3,759,226	3,669,479	3,667,173	3,639,000	3,490,200	3,431,800	3,373,400	3,315,000	3,256,600	3,198,200	3,118,520
東長崎		6,485,571	5,944,084	5,681,846	5,405,583	5,141,000	4,440,800	4,117,800	3,795,000	3,472,200	3,149,400	2,826,600	2,386,504
北池袋		1,685,321	1,601,667	1,530,915	1,484,955	1,513,000	1,378,800	1,332,700	1,286,800	1,240,500	1,194,400	1,148,300	1,085,427
下板橋		3,043,723	2,966,458	2,877,308	2,842,689	2,816,000	2,677,600	2,619,700	2,561,800	2,503,900	2,446,000	2,388,100	2,309,121
東池袋駅		4,412,298	4,515,857	4,444,250	4,418,369	4,496,000	4,485,800	4,492,900	4,500,000	4,507,100	4,514,200	4,521,300	4,530,939
要町駅		5,547,191	5,526,057	5,385,494	5,374,247	5,384,000	5,252,600	5,204,900	5,157,200	5,109,600	5,061,800	5,014,100	4,948,980
千川駅		5,467,987	5,368,177	5,319,868	5,259,299	5,189,000	5,054,000	4,987,300	4,920,600	4,853,900	4,787,200	4,720,500	4,629,529
西巣鴨駅		3,864,447	3,862,458	3,745,047	3,758,525	3,802,000	3,715,600	3,692,800	3,670,200	3,647,500	3,624,800	3,602,100	3,571,011

注1) 平成12年度までの数値は国土交通省監修、(財)運輸政策研究機構「都市交通年報」の『発人員数』数値による

注2) 営団地下鉄の「新大塚駅」と都営地下鉄の「落合南長崎駅」は所在地が他区となるため除外

## 区内鉄道駅における乗車人員数見込（鉄道事業者別）



	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	推計	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
JR東日本	224,180,803	220,576,553	219,850,129	198,684,608	196,091,667	187,547,364	179,572,061	171,632,659	163,762,155	155,754,653	147,830,650	139,707,548
西武鉄道	64,747,273	61,350,075	60,838,180	59,854,969	58,117,225	56,173,649	54,698,072	53,222,486	51,746,919	50,271,343	48,795,767	47,181,614
東武鉄道	55,957,366	55,440,504	55,478,750	55,249,521	55,171,980	54,827,261	54,651,142	54,475,023	54,298,905	54,122,786	53,946,667	53,732,697
営団地下鉄	69,448,170	68,139,585	67,315,202	67,643,823	66,733,158	65,971,472	65,379,088	64,786,704	64,194,320	63,601,936	63,009,550	62,461,413
都営地下鉄	16,747,573	16,718,989	16,153,834	15,905,344	15,711,650	15,359,583	15,071,217	14,782,850	14,494,484	14,206,117	13,917,751	13,620,995
計	431,081,185	422,225,686	419,636,095	397,338,065	391,825,677	379,879,329	369,371,580	358,899,732	348,496,783	337,956,835	327,500,385	316,704,267

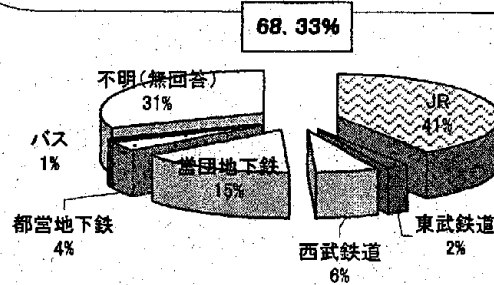
注1) 平成12年度までの数値は国土交通省監修、(財)運輸政策研究機構「都市交通年報」の『発人員数』数値による

注2) 営団地下鉄の「新大塚駅」と都営地下鉄の「落合南長崎駅」は所在地が他区となるため除外

# 自転車放置者及び駐輪場利用者の鉄道利用調査結果

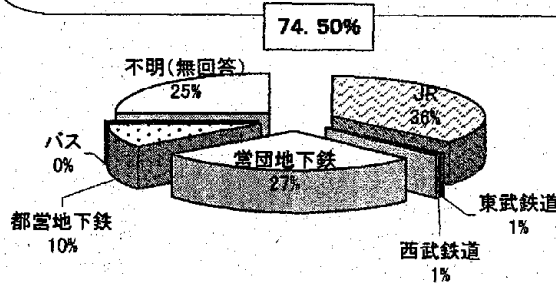
## 1. 平成14年度；撤去自転車返還時における鉄道利用調査結果（14年4月～15年3月）

区分	総計	JR	西武鉄道	東武鉄道	営団地下鉄	都営地下鉄	バス	不明(無回答)
調査数	24,838	10,170	1,517	535	3,819	930	132	7,735
構成比	100.00%	40.95%	6.11%	2.15%	15.38%	3.74%	0.53%	31.14%



## 2. 平成14年度；区立自転車駐車場定期利用登録時における鉄道利用調査結果

区分	総計	JR	西武鉄道	東武鉄道	営団地下鉄	都営地下鉄	バス	不明(無回答)
調査数	4,282	1,542	26	30	1,171	421	6	1,086
構成比	100.00%	36.01%	0.61%	0.70%	27.35%	9.83%	0.14%	25.38%



## 3. 自転車放置者・自転車利用者の鉄道利用調査結果（上記1と2の計）

A	撤去返還時調査の 鉄道利用者割合	68.33%	B	駐輪場調査の 鉄道利用者割合	74.50%
C	平成14年度 撤去保管台数(台)	41,207	D	平成14年度駐輪場定期利用 延台数	57,412

$$\text{鉄道利用者割合} = [(C \times A) + (D \times B)] \div (C + D) =$$

**0.7192**

信頼係数95%区間の下限值による鉄道利用者割合

$$p - 1.96 \sqrt{p(1-p)/n}$$

A	撤去返還時調査 鉄道利用者割合	66.53%	B	駐輪場調査の 鉄道利用者割合	70.33%
C	平成14年度撤去保管台数 (台)	41,207	D	平成14年度駐輪場定期利用 延台数	57,412

$$\text{鉄道利用者割合} = [(C \times A) + (D \times B)] \div (C + D) =$$

**0.6874**

## 放置自転車等対策推進税の税収見込額

### 【区内鉄道駅における乗車人員】

区 分	区内鉄道駅における乗車人員 (人)	前年度増減率
平成9年度	431,081,185	-
平成10年度	422,225,686	△2.05%
平成11年度	419,636,095	△0.61%
平成12年度	397,338,065	△5.31%

注) ターミナル駅における自社線の乗り継ぎ、他社線からの連絡乗車券による乗り換えを除く

### 【放置自転車等対策推進税の課税標準(前年度乗車人員)及び税収見込額】

課税年度	区内鉄道駅における前年度乗車人員見込 (人)	税率	減免積算見込額 (千円)	収入見込額 (千円)	備考
平成17年度	358,899,732	千人につき 740円	40,416	225,168	課税標準(平成16年度乗車人員)内訳 JR東日本; (5駅) 171,632,659人 西武鉄道; (3駅) 53,222,496人 東武鉄道; (3駅) 54,475,023人 営団地下鉄; (5駅) 64,786,704人 都営地下鉄; (2駅) 14,782,850人
平成18年度	348,496,783	千人につき 740円	40,416	217,576	課税標準(平成17年度乗車人員)内訳 JR東日本; (5駅) 163,762,155人 西武鉄道; (3駅) 51,746,919人 東武鉄道; (3駅) 54,298,905人 営団地下鉄; (5駅) 64,194,320人 都営地下鉄; (2駅) 14,494,484人
平成19年度	337,956,835	千人につき 740円	40,416	210,869	課税標準(平成18年度乗車人員)内訳 JR東日本; (5駅) 155,754,653人 西武鉄道; (3駅) 50,271,343人 東武鉄道; (3駅) 54,122,786人 営団地下鉄; (5駅) 63,601,936人 都営地下鉄; (2駅) 14,286,117人
平成20年度	327,500,385	千人につき 740円	40,416	204,224	課税標準(平成19年度乗車人員)内訳 JR東日本; (5駅) 147,830,650人 西武鉄道; (3駅) 48,795,767人 東武鉄道; (3駅) 53,946,667人 営団地下鉄; (5駅) 63,009,550人 都営地下鉄; (2駅) 13,917,751人
平成21年度	316,704,267	千人につき 740円	40,416	197,429	課税標準(平成20年度乗車人員)内訳 JR東日本; (5駅) 139,707,548人 西武鉄道; (3駅) 47,181,614人 東武鉄道; (3駅) 53,732,697人 営団地下鉄; (5駅) 62,461,413人 都営地下鉄; (2駅) 13,620,995人
合計	1,689,558,002	-	202,080	1,055,266	
5カ年平均	337,911,600	-	40,416	211,053	

注1) 税額は鉄道事業者ごとに集計した駅別の乗車人員数の計に税率を乗じて端数処理したものを合計した数値である。

注2) 減免積算額が課税額を上回る鉄道事業者ケースの場合、減免額は課税額と同額となるため、課税額から減免積算額を引いた額が収入額とはならない。

## 「放置自転車等対策推進税」の減免

### 1. 減免の考え方

豊島区が実施している放置自転車等対策に対する寄与の割合に応じて減免を行うことを基本に、改正自転車法第五条第二項の規定及び国の各鉄道事業者宛通達を考慮し、次の項目を減免対象とした。

#### (1) 区内鉄道駅において自転車駐車を自ら設置・運営している場合

収容台数1台当りの年間維持経費相当額 40,000円を基準額として減免。

[減免基準額；収容台数1台当り年間維持費40,000円の根拠]

①区の平成14年度施設維持経費365,699千円/収容台数11,558台=31,640円

②区内商業・住宅地域 固定資産税と  
平均公示地価695,314円/㎡×都市計画税の税率1.7%×0.7=8,274円

①+②=39,914円→40,000円

#### (2) 自転車駐車場、保管所等の用地を無償で区に提供している場合

収容台数1台当り用地の固定資産税等相当額 12,000円を基準額として減免。

[減免基準額；12,000円の根拠] ……注)この場合の収容台数は1㎡を1台とする。

区内商業・住宅地域 固定資産税と  
平均公示地価 695,314円/㎡×都市計画税の税率1.7% =11,820円→12,000円

#### (3) 区の放置自転車等対策に対して特別に寄与していると区長が認める場合

恒常的な人的協力を行っている場合に、その人件費相当額を区の経費等を考慮して減額するなど、放置自転車等対策への寄与の割合を勘案して減免する。

### 2. 想定される減免額の積算

#### 【西武鉄道減免額算出】

○椎名町駅及び東長崎駅の自転車駐車場(レンタル含む)に関する減額

- A 西武鉄道直営駐輪場収容台数；610台
- B 西武鉄道レンタルサイクル台数；350台
- C 減額基礎台数(A+B)=960台
- D 減免基準額；40,000円

減免額…C(960台)×D(40,000円)=38,400千円

#### 【JR東日本減免額算出】

○大塚駅北口置場用地無償貸付にともなう減額

- A' 減免基準額；12,000円
- B' 収容可能台数(借地面積168.45㎡/1.0㎡)=168台

減免額…B'(168台)×A'(12,000円)=2,016千円

# 「放置自転車等対策推進税」の鉄道事業者別課税見込額と減免額

平成17～21年度の鉄道事業者別課税見込額・減免積算額

単位：千円、人

区分	課税額 (減免前)	減免 積算額	税収見込 (減免後)	備考 前年度乗車人員(人)
計	1,250,260	202,080	1,055,266	1,689,558,002
平成17年度	265,584	40,416	225,168	358,899,732
平成18年度	257,884	40,416	217,576	348,496,783
平成19年度	250,085	40,416	210,869	337,956,835
平成20年度	242,348	40,416	204,224	327,500,385
平成21年度	234,359	40,416	197,429	316,704,267
JR東日本	576,226	10,080	566,146	778,687,665
平成17年度	127,008	2,016	124,992	171,632,659
平成18年度	121,183	2,016	119,167	163,762,155
平成19年度	115,258	2,016	113,242	155,754,653
平成20年度	109,394	2,016	107,378	147,830,650
平成21年度	103,383	2,016	101,367	139,707,548
西武鉄道	185,898	192,000	984	251,218,139
平成17年度	39,384	38,400	984	53,222,496
平成18年度	38,292	38,400	0	51,746,919
平成19年度	37,200	38,400	0	50,271,343
平成20年度	36,108	38,400	0	48,795,767
平成21年度	34,914	38,400	0	47,181,614
東武鉄道	200,224	0	200,224	270,576,078
平成17年度	40,311	0	40,311	54,475,023
平成18年度	40,181	0	40,181	54,298,905
平成19年度	40,050	0	40,050	54,122,786
平成20年度	39,920	0	39,920	53,946,667
平成21年度	39,762	0	39,762	53,732,697
営団地下鉄	235,358	0	235,358	318,053,923
平成17年度	47,942	0	47,942	64,786,704
平成18年度	47,503	0	47,503	64,194,320
平成19年度	47,065	0	47,065	63,601,936
平成20年度	46,627	0	46,627	63,009,550
平成21年度	46,221	0	46,221	62,461,413
都営交通	52,554	0	52,554	71,022,197
平成17年度	10939	0	10,939	14,782,850
平成18年度	10725	0	10,725	14,494,484
平成19年度	10512	0	10,512	14,206,117
平成20年度	10299	0	10,299	13,917,751
平成21年度	10079	0	10,079	13,620,995

注) 備考欄の乗車人員数は駅毎の事業者別に集計した推計数値であり、合計数値と一致しない場合がある。  
西武鉄道の平成18～20年度分は減免積算額が課税額を上回るため税収見込額は0となる。

## 「放置自転車等対策推進税」 徴税費用見込額積算表

ア 人件費 387千円 (①×(③/②)) ……0.04867人相当

①	平成15年度当初予算 税務職員1人当り職員給	7,948千円
②	平成15年度 実質要勤務日数(時間)	226日(1,808時間)
③	徴税事務実質従事 延べ日数見込み(時間)	11日(88時間)
	内訳	
	申告書等発送準備……	2日(16時間)
	申告書審査事務……	2日(16時間)
	調定・収納等事務……	1日(8時間)
	調査事務等……	5日(40時間)
	その他……	1日(8時間)

イ 事務費 113千円 (①+②+③)

①	帳票・通知書等出力印刷 申告書複写等経費	1,815円
	内訳	
	PC出力分……	640円 (@3.2×200枚)
	複写機使用分……	832円 (@2.772×300枚)
	納付書等既存帳票……	70円 (@7×10枚)
	A4版複写機用紙……	273円 (@0.546×500枚)
②	備品購入経費 (ファイリングキャビネット1台)	38,400円 (@48,000×0.8)
③	その他連絡通信費等	72,400円
	内訳	
	郵券等役務費……	2,400円 (@160×5件、@80×20件)
	ファイルバインダー……	4,000円 (@800×5冊)
	その他封筒等消耗品……	6,000円
	調査旅費、その他所雑費	60,000円

計 ア+イ 500千円